

法的に義務付けられた「職長教育(製造業)」です。
安全衛生責任者の教育は含まれていません。

労安衛協横発26号
2025年5月7日

事業主 殿

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部

(公 印 省 略)

「職長安全衛生教育」開催のご案内

事業者は、労働安全衛生法第60条、同安全衛生規則第40条第2項により、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し安全又は衛生のための教育を12時間以上実施することが義務付けられております。(必ず教育しなければならない法定教育です。)

この度、上記「職長安全衛生教育」を下記のとおり開催致しますのでご案内申し上げます。この機会に該当される方の受講について御検討頂きたく宜しくお願い申し上げます。教育修了者には修了証を交付致します。

なお、ご提出頂いた個人情報については、個人情報保護法に基づき当協会が責任を持って管理・保管し本講習の的確な実施のためのみ利用させていただきます。

記

1. 日 時 (2日間の教育) 費用・会場 (2日間)
7月23日(水)・24日(木) 両日とも9:20~17:00 (受付開始9:00)
2. 会 場
横須賀市立勤労福祉会館(ヴェルクよこすか) 6階 第1会議室
(横須賀市日の出町1-5 TEL 822-0202)
3. 受講対象者
製造業
新たに職務につくこととなった職長、その他作業中の労働者を直接指導・監督する者等
4. 定 員
30名
5. 費 用 (消費税込み)
受講料 会 員: 12,220円 一 般: 14,260円
テキスト代 880円
6. 申 込
申込書に所定事項を御記入の上、FAX又はメールで横須賀支部事務局あてに送付して下さい。
FAX: 046-845-9510 メール: yokosuka@roaneikyo.or.jp
申込締切り: 2025年7月9日(水)
但し、先着順で定員となり次第締切りとさせていただきます。
キャンセル: 講習日の4日前までにご連絡下さい。ご連絡がない場合、費用はご負担頂きます。
7. 支 払
別途適格請求書(インボイス)を郵送致します。請求書を御確認の上、指定の口座にお振込みをお願い致します。なお、振込手数料は、貴社にてご負担をお願い致します。

7月分	
開催日	2025/7/23・24

会員番号					
------	--	--	--	--	--

職長安全衛生教育申込書

※印は記入しないこと

※ 受講No.	フリガナ	性別	生年月日	現住所 (〒番号は必ず記入して下さい)	テキスト
	氏名				要○ 否×
		男・女	西暦 年 月 日	〒	
		男・女	西暦 年 月 日	〒	
		男・女	西暦 年 月 日	〒	
		男・女	西暦 年 月 日	〒	

(申込日) 2025年 月 日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 横須賀支部 行

FAX:046-845-9510 TEL:046-845-9522

Eメール:yokosuka@roaneikyo.or.jp

受講料は、適格請求書を御確認の上指定口座にお振込み下さい。

事業場名

所在地 〒

担当者所属・氏名

TEL /FAX

メールアドレス

ご記入いただいた個人情報については、当協会が責任を持って管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。